

【令和 7 年度 第 1 回新潟地方最低賃金審議会 議事録】

1 日 時 令和 7 年 7 月 2 日 (水) 14:00~15:00

2 場 所 新潟美咲合同庁舎 4 階 共用会議室 A

3 出席者

公益代表委員 長谷川会長、佐々木会長代理、磯部委員、有元委員、小淵委員

労働者代表委員 遠藤委員、田辺委員、片山委員、櫻井委員、永井委員

使用者代表委員 徳武委員、八木委員、田中委員、竹越委員、廣井委員

事務局 福岡新潟労働局長、中井労働基準部長

金丸賃金室長、金安賃金室長補佐、石田賃金係長

4 議題

- (1) 会長及び会長代理の選任について
- (2) 審議会運営規程について
- (3) 新潟県最低賃金の改正諮問について
- (4) 実地視察について
- (5) その他

5 資料

配布資料のとおり

6 議事内容

[事務局] 室長補佐

定刻となりましたので、ただいまから令和 7 年度第 1 回新潟地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

新潟労働局賃金室の金安と申します。よろしくお願ひいたします。

はじめに、定足数についてご報告いたします。本日は、全委員 15 名の方にご出席いただいております。そのために委員定数の 3 分の 2 以上の出席が認められることになります。最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の要件を満たしておりますことから、本審議会が有効に成立していることをご報告いたします。

次に、本日の審議会は、新潟地方最低賃金審議会運営規程第 6 条に基づき、公開するこ

ととなっております。傍聴者を公募しましたところ、10名の方から応募がありました。本日、10名の方が傍聴をされています。また、取材としまして記者の方が3名傍聴されています。

続きまして、開会に当たって福岡労働新潟労働局長から挨拶を申し上げます。

[事務局] 新潟労働局長

改めまして、労働新潟労働局長の福岡と申します。今日初めてお目にかかる方、多数いらっしゃいますけれども、今後ともぜひよろしくお願ひいたします。

まず、本日第1回目の審議会ということで、ご多用中の中お集まりいただきましてありがとうございます。また、委員の皆様方におかれましては、最低賃金の制度だけではなくて、労働行政全般にわたって多大なるご協力とご支援を賜っておりますことを、この場を借りて御礼を申し上げたいと思います。

最低賃金の改定につきましては、非常に世間の関心がますます高まっているものであるかなと考えておりますが、私どもこの審議会の事務局である労働局といたしましては、この審議会が円滑に運営されるよう、今後努めてまいりますので、委員の皆様方のご協力方、よろしくお願ひをしたいと思います。

少し政府の動きについてお話をしますと、もうご案内だと思いますけれども、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画、それと経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針でございますが、いずれも2025年版が、先日6月13日に閣議決定されたところでございます。このいずれにも最低賃金のことの言及がございまして、読み上げをさせていただきますが、最低賃金については、適切な価格転嫁と生産性向上支援により、影響を受ける中小企業、小規模事業者の賃上げを後押しし、2020年代に全国平均1,500円という高い目標の達成に向け、たゆまぬ努力を継続することとし、官民で最大限の取組を5年間で集中的に実施するという方針が示されたところでございます。

こうした政府方針に配慮いたしまして、今後中央の最低賃金審議会、厚生労働省が運営しておりますけれども、こちらのほうで審議が始まり、同審議会においていつもどおりに目安が示されるということになると思います。今後、こうした中央の動きについては、適宜この委員会でご報告をさせていただきたいと思います。

本日は、第1回の新潟地方最低賃金審議会ということになりますが、後ほど、諮問をさせていただきたいと考えております。今後、第2回目以降、また専門部会も含めて、非常に夏期の暑い中で、委員の皆様がたにお手間をおかけしますけれども、日程も過密になるかなと考えておりますが、何卒今後ご審議のほどをよろしく申し上げて、私からの冒頭の

挨拶とさせていただきたいと思います。

今後ともよろしくお願ひいたします。

[事務局] 室長補佐

続きまして、本年5月1日より新たに57期の委員として皆様方が選任されております。お一人ずつご紹介をさせていただきます。お手元に配付しております資料ナンバー1、名簿がありますので、公益代表の委員、労働者代表の委員、使用者を代表される委員の方の順にお名前を読み上げますので、面倒ですがご起立をお願いいたします。最初に、公益代表の方からご紹介いたします。

有元委員です。

続きまして佐々木委員です。

続きまして長谷川委員です。

続きまして磯部委員となります。

続きまして小渕委員となります。

どうもありがとうございました。

続きまして、労働者代表の方の委員となります。

最初に遠藤委員です。

続きまして田辺委員です。

続きまして片山委員です。

続きまして櫻井委員です。

続きまして永井委員です。

どうもありがとうございました。

続きまして使用者代表の委員の方となります。

最初に徳武委員です。

続きまして八木委員です。

続きまして田中委員です。

続きまして竹越委員です。

続きまして廣井委員です。

どうもありがとうございました。

以上となります。どうもありがとうございました。改めましてよろしくお願いをいたします。

続きまして、事務局の方を紹介いたします。福岡新潟労働局長は、今ほどご挨拶を申し

上げております。

続いて中井労働基準部長です。

続きまして、金丸賃金室長です。

続きまして、石田賃金係長です。

最後になりましたが、私、室長補佐の金安と申します。よろしくお願ひいたします。

[事務局] 賃金室長

それでは、議題に入らせていただきます。議題（1）会長及び会長代理の選出についてになります。最低賃金法第24条第1項により、会長及び会長代理は公益を代表する委員のうちから委員が選挙することになっております。

最初に、立候補の確認を行いたいと思います。会長、会長代理に立候補される方おられますでしょうか。おられないようであれば、推薦はございますでしょうか。

[労働者側 遠藤委員]

お疲れ様でございます。労働者代表委員の遠藤でございます。よろしくお願ひいたします。

推薦ということでございましたので、私の方から、会長並びに会長代理につきまして推薦をさせていただきます。会長につきましては、公益委員の長谷川委員、会長代理につきましては公益委員の佐々木委員を、それぞれ推薦をさせていただきます。

理由を申し上げます。まず長谷川委員におかれましては、平成30年から昨年まで当審議会の会長、会長代理、そして専門部会長を歴任されるなど、会長就任に十分なご経験と実績を積んでおられるというふうに思っております。また、佐々木委員におかれましては、平成30年から、特定最低賃金審議会の自動車の部分の専門部会長を歴任されておられまして、令和5年からは、本審議会の会長代理、また専門部会の会長代理を歴任され、同じく経験豊かな方というふうに思っております。

以上、これまでの実績等を踏まえまして、両名を会長並びに会長代理に推薦をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。私からは以上です。

[事務局] 賃金室長

ご推薦ありがとうございます。

ただいまご推薦いただきましたが、ほかに推薦する方はございますでしょうか。

ないようでしたら、会長を長谷川委員、会長代理を佐々木委員にお願いしたいと思いま

ですが、ご異議はないでしょうか。

[各委員]

異議なし

[事務局] 賃金室長

それでは、長谷川委員、佐々木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

でははじめに、長谷川会長、佐々木会長代理にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

ただいま会長を拝命いたしました、長谷川でございます。

今年の審議も、不透明な経済情勢の中で難しくなるのかなというところを予想しておりますが、皆様のご協力を賜りながら、円滑な審議を進めていけるよう努力してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

[佐々木会長代理]

会長代理を拝命いたしました新潟国際情報大学の佐々木桐子と申します。

この審議会が円滑に、また滞ることのないように努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

[事務局] 室長補佐

ありがとうございました。

それでは、これからの方の進行を長谷川会長にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

よろしくお願ひいたします。

それでは議事に入ります。議題（2）になります。審議会運営規程について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

資料の No. 15 に、審議会の運営規程がございます。その 6 条をご覧いただきたいと思います。ここに審議会の公開の扱いについて規定されております。審議会は、原則として公開することとされておりますが、但し書きが定めてあり、公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開にすると定められております。

ここでいう公開についてですが、一つ目は会議の傍聴、公示により傍聴者を募り、審議状況を傍聴していただくこと。二つ目に議事録の公開、議事内容を新潟労働局のホームページに掲載することになります。新潟地方最低賃金審議会では、令和 5 年度の中央最低賃金審議会の、目安制度のあり方に対する全員協議会の報告を受けて、公労使の三者が集まって議論を行う部分は公開するという報告が示されたことから、昨年度からそれに合わせてそのとおり運営しております。今年度におきましても、昨年度と同じく公開と非公開の取り扱いをお願いしたいと思います。

〔長谷川会長〕

事務局からの説明について、ご質問がございましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局の説明どおりで運営することといたします。

続いて、最低賃金審議会令の第 6 条第 5 項の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

〔事務局〕 賃金室長

事前にお配りさせてもらっている最低賃金の決定要覧の 154 ページをご覧いただきたいと思います。ここは審議会令の 2 ページ目になっておりますが、第 6 条第 5 項には、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができます」と定められております。従来から、新潟県最低賃金審議会の審議におきましてもこの規定を適用し、専門部会で全会一致にした場合に限り、審議会の決議とするという取り扱いをしております。

今期においても、従来と同様の運用をしてよろしいか、ご検討をお願いいたしたいと思います。

〔長谷川会長〕

ありがとうございました。

ただいまの事務局からの説明につきまして、ご質問や御意見がございましたらお伺いいたします。

よろしいですか。それでは、従来どおり専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審の結果として取り扱うことといたします。

続きまして議題（3）「新潟県最低賃金の改正諮問について」に進みます。事務局、説明をお願いいたします。

[事務局] 室長補佐

それでは、新潟労働局長から新潟県最低賃金の改正について諮問をさせていただきます。諮問文につきましては、資料No.2に載っておりますので、ご覧ください。

会長、新潟労働局長、目印の場所にご移動をお願いします。ここで写真の撮影もお願いします。

それでは新潟労働局長、お願いいいたします。

[事務局] 新潟労働局長

新潟地方最低賃金審議会会长 長谷川雪子殿。新潟労働局長 福岡洋志。

新潟県最低賃金の改正、決定について諮問でございます。

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、新潟県最賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月1日閣議決定）」及び「経済財政運営等改革の基本方針2025（同日閣議決定）」に配意した、貴会の調査審議をお願いいたします。

[事務局] 室長補佐

ありがとうございます。

席にお戻りください。

[長谷川会長]

ただいま、諮問を受けとりました。

続きまして、配付された資料について、説明を事務局からお願いいいたします。

[事務局] 賃金室長

ファイルにして No. 1 から 17 くらいまでになっておりますが、これについて説明させていただきます。基本的には、昨年度と同様の資料をお配りさせていただいております。説明に当たっては、春闘の状況、景気の動向、雇用・失業情勢、政府方針など、主要なものに絞ってご説明をさせていただきます。

まずは、資料 No. 3 の「令和 7 年春季の賃上げ状況について」をご覧ください。主要な団体から発表されました状況をまとめた資料になります。上から三つ、これは全国のデータになり、下の二つが新潟県のデータになっております。賃上げが 3 パーセントから 5 パーセント後半行われたデータになっております。増加率の前年比で見ますと、ほとんど増となっておりますが、日本経団連の大手企業の調査については、前年比減ということになっております。

続きまして、資料 No. 4 の「新潟県の経済情勢」になります。日銀などから発表された、新潟県の経済情勢についてまとめた資料になります。総括した判断としては、県内の景気は、物価上昇、原材料高の影響を受けつつも、緩やかに持ち直しているとありますが、先行きについては、米国の通商政策、物価上昇の消費マインドの下振れリスクが懸念されているというところです。

続きまして、資料 No. 5 「一般職業紹介状況」になります。これは、新潟労働局の職業安定部が発表した資料になります。各種倍率は微少な低下が見られ、新潟県内の雇用情勢は、改善の動きにやや足踏み感がある。引き続き、求人・求職の動きに留意しつつ、物価高騰などが雇用に与える影響にも十分注意する必要があるという判断が示されております。

続きまして、資料 No. 6 になります。「新潟県の主要指標の推移」となります。厚生労働省の賃金構造基本統計調査によると、短時間労働者 1 時間当たりの所定内給与額が、令和 6 年は 1,780 円となっております。続いて高卒初任給の男女データです。男女とも最高額となっております。東京格差のデータについては、同じ割合を記載しております。標準生計費ですが、新潟県人事委員会が職員給与を決定するのに用いられるデータとなっています。住宅ローン、社会保険料、税金等を除いた生活費のデータとなっています。

続いて新潟市の消費者物価指数の対前年上昇率で、令和 6 年の年報のデータになります。最後のところが有効求人倍率、令和 6 年の年のデータになっております。先ほどの資料 No. 5 の終わりから 2 枚目の資料からもってきたデータになっております。

続いて、資料 No. 7 が物価の動向についてです。上段の消費者物価指数は、令和 6 年 4 月からの月々のデータで、全国と比較できるものにしてあります。令和 7 年に入ってから、全国に比べ新潟市の物価が高い傾向が示されています。下の段の企業物価指数も、この 1 年の推移が分かるものとしております。国内企業はプラスの推移ですが、輸出入のデータ

についてはマイナスの傾向となっています。

続いて資料 No. 8 ですが、新潟県の「毎月勤労統計調査地方調査結果」になっております。この令和7年3月分になっております。1番目の現金給与総額のデータがあります。11月と1月以外は対前年比増ということになっております。しかし、4ページの第3表、物価指数を踏まえた実質賃金の指数のデータの一番下の表ですが、前年比マイナスが多く、物価上昇を超えた賃上げとなっていないデータとなっています。

続いて資料 No. 9 になります。これは令和6年度新潟地方最低賃金審議会・専門部会の開催状況の一覧になります。昨年度の県最賃、特定最賃の審議の状況を表にしたものになっております。

続いて、資料 No. 10 が、令和7年の答申、今、諮問させていただきましたが、答申の公示日の最短効力発生予定日一覧表ということになっております。一番右の欄が発効日になりますして、その日に発効するためには、左側へさかのぼった日付で、上の段に書いてある手続きを行わなければならないということになっております。仮に新しい最低賃金の発効を10月1日とする場合、8月5日に答申しなければならないということが分かるものになっています。

続いて資料 No. 11 については、分厚いものになっておりますが、新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025、骨太の方針とか、その基礎資料集と言われるものをお通りつけております。中央最低賃金審議会の目安の審議では、これらが資料とされておりますので、付けさせていただきました。政府の目標とする 2020 年代に全国平均 1,500 円という目標が記載されたものになっております。

続きまして、資料 No. 12 から 14 につきましては、最低賃金に関する現在までいただいている要請の関係のものになります。団体、労働組合、自治体の三つに分けておりますが、審議会長宛につきましては写しを添付しております。労働新潟労働局長宛については、目録のみとさせていただいております。まず、資料 No. 12 の団体からのものですが、新潟県弁護士会の会長から届きました要請書になります。内容は添付のとおりとなっております。最低賃金の大幅な引き上げ、地域間格差の是正を求めるとともに、中小零細企業への実効的支援を求める内容となっております。

続いて No. 13 は、労働組合からの要請書になります。複数回提出いただいている労働組合もありますので、組合ごとに、順番と違いますが説明させていただきます。

一つ目は、レインボーユニオンからの実地視察の改善についての要望です。これは資料が添付されております。これについてはご審議いただきますが、実施する際には内容を考慮させていただきたいと思っております。

二つ目は、新潟県労働組合連合会から新潟労働局長あてに提出のあった要請になります。3月に最低賃金改正を柔軟に行い、10月だけでなく物価高に見合った金額にするよう、要請を受けています。また、6月に委員の選出について、また1,500円の早期改正についての要望をいただいております。

三つ目がえちごユニオンです。これは1月ですが最低賃金に関して1,500円の早期実現、全国一律の最低賃金制度の導入、年1回としている最低賃金の改定について、現状の異常な物価高を直視し、少なくとも2回の改定を求めるというような要請をいただいております。

続きまして資料の14、自治体からの要請・要望になっております。聖籠町から新潟労働局長宛に、関東甲信越で最下位の現行の新潟県最低賃金では、関東圏との地域間格差があり、著しい人口流出が見られるので、全国一律の最低賃金に法改正することを求めるとの要請をいただいております。三条市からは、人口流出、長引く物価や原材料等の高騰で疲弊している地域経済の活性化のため、生活実態を適切に把握した最低賃金の引き上げ、中小企業の生産性向上のための支援と、地域間格差を拡大させないため、最低賃金の制度の廃止を含めて改善を図ることを求める要望書を、新潟労働局長宛にいただいております。

また別添のとおり、審議会長宛に、佐渡市から物価上昇を考慮した首都圏と全国平均との金額差を、可能な限り是正、縮小した最低賃金にすること、また、最低賃金の改正の周知の徹底、違反の摘発、そして労務費の価格転嫁のすべての企業への浸透の要請が届いております。

要請等は以上になります。

なお、いただきました内容につきましては、本審議会、新潟労働局で対応できないものがありますので、すべて厚生労働省に報告させていただいております。

続きまして残りの資料15は審議会の運営規程、17の日程については、後ほど審議でご説明させていただきたいと思います。

資料の説明は以上となります。

[長谷川会長]

ありがとうございました。今ほどの資料説明についてまして、何かご質問等ございませんか。よろしいですか。

ないようですので、続きまして議題(4)実地視察について、事務局から説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

実地視察について、説明をさせていただきます。

当審議会では、昨年度初めて実地視察を行いました。昨年度末に行いました第5回の答申では、今年度も実施することでご意見を伺っております。昨年度実施して、労働実態の把握ができた面もありましたが、改善を求めるご意見もいただいております。

また、資料13に先ほどありますが、レインボーユニオンから改善の要望を受けておりますので報告いたします。

事務局としては、いただいた意見を参考に今年度も実施したいと考えておりますが、任期も変わりましたので、改めて委員の皆様に、実施の可否についてお伺いしたいと考えております。

ご審議をお願いいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

実地視察の実施の可否につきまして、ご意見などございましたらお伺いしたいと思いますが。

よろしいですか。ないようでしたら、実施の可否につきまして諮らせていただきたいと思います。

実地視察を実施するということでよろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは、実地視察を実施するということにいたします。なお、次回、本審までの間となりますと、日程調整などの時間が限られております。

そのため、実施の日程や内容につきましては、私に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

[各委員]

異議なし

[長谷川会長]

ありがとうございます。

それでは早速、事務局において日程調整などを進めていただければと思います。

続きまして議題（5）その他につきまして、事務局から説明をお願いします。

[事務局] 賃金室長

4点説明させていただきます。

1点目は、最低賃金法25条に基づく関係者からの意見聴取についてになります。最低賃金法の要覧の149ページのところに、最低賃金法第25条第5項のことが書いてあります。

第5項では、「最低賃金の決定、またその改正もしくは廃止の決定について、調査の審議を行う場合においては、厚生労働省令に定めるところにより、関係労働者及び関係使用者の意見を聞くものとする」と定められております。

この厚生労働省令とは、要覧の155ページの最低賃金法施行規則のこととして、158ページにあります第11条第1項で、意見を述べようとする関係労働者及び関係使用者は、意見書を提出すべき旨を公示するということで規定されております。

事務局ではこれらに基づき本日付で意見聴取の公示を行います。公示の方法は、労働局、労働基準監督署の掲示板への掲示のほか、当局のホームページに掲載して意見を求めることがあります。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

今ほどの事務局からの説明につきまして、ご質問やご意見等ございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。

ないようでしたら、事務局において意見聴取の公示の手続きを進めていただきたいと思います。

続いて説明をお願いします。

[事務局] 賃金室長

2点目になります。要覧の149ページですが、専門部会の設置並びに委員の公示についてになります。最低賃金法第25条の2項では、最低賃金審議会は、最低賃金の決定またはその改正決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならないと

規定されております。

本日、本審議会で諮問が行われましたので、専門部会を設置して調査審議をしていただくことになります。専門部会は、最低賃金法第25条第3項及び審議会令第6条第1項の規定により、公労使の各委員3名ずつの9名で構成させていただきます。委員につきましては、これも本日付けで推薦の公示を同じように行うこととしています。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご意見やご質問がございましたお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

ないようでしたら、事務局において、専門部会委員の推薦公示の手続きを進めていただきたいと思います。

続いて説明をお願いします。

[事務局] 賃金室長

3点目になります。専門部会の公開・非公開についてになります。資料No.15に、新潟県最低賃金審議会運営規程がありまして、その第5条、6条をご覧いただきたいと思います。専門部会の公開・非公開の取り扱いについて規定されております。

専門部会も「原則として公開すること」とされておりますが、これも但し書きが定めてありますと、「公開することにより個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合」、「個人もしくは団体の権利・利益が不当に侵害をされるおそれがある場合」、「率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が損なわれるおそれがある場合」には、部会長は会議を非公開にすると定められております。

また、昨年度、目安制度の在り方に関する全員協議会の報告を受けまして、この新潟の審議会においても検討をいただきまして、議論の透明性と率直な意見交換を阻害しないという二つの観点を踏まえて、公労使三者が集まって議論を行う部分については公開、個別企業の名前などを挙げて議論を行う可能性のあるものについては、非公開にするということで運用しています。

つきましては、今回、この場でご確認いただきたいことは、これから行われます専門部会の第1回目の審議の公開、非公開についてです。2回目以降につきましては、専門部会の第1回目の会議で検討していただくことになります。専門部会の第1回目につきまして、昨年度と同じく公労使三者の協議の部分は公開、二者の部分は非公開ということでおろし

いか、お伺いしたいと思います。

[長谷川会長]

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、ご質問やご意見がありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

ないようでしたら、今の提案のとおり、専門部会の第1回においては公労使三者が協議するものは公開といたしまして、2回目以降の公開・非公開につきましては第1回の専門部会にて協議していただきたいということにしたいと思います。

続けて、事務局より説明をお願いいたします。

[事務局] 賃金室長

最後、4点目になります。今後の日程についてになります。資料のNo.17、3月に行いました第5回の本審において、新しい最低賃金を令和7年10月1日に発効することを想定した案で日程案を計画させてもらいましたが、一部変更をお願いしたいと考えております。3月にお示ししました日程案では、6年度の中央最低賃金審議会の出される目安が、7月25日に示されましたので、それを参考にして作成しておりましたが、先日、今年度本省からいただいた情報では、今年度の目安は7月25日より遅れて示されるという見通しがありました。

よって、繰り下げる余地がある7月31日の専門部会について、金額の審議の時間を確保するため、8月1日の9時半に変更したいということでお願い申し上げます。なお、目安の伝達については、通常、第2回の本審において行なっているところですが、それで今年度の場合、7月30日が該当しますが、これが目安の決定が遅れる可能性があることから、目安の伝達については、過去にも同様なことがありましたが7月30日の本審に間に合わない場合は、目安がしめされました直後の専門部会において伝達させていただきたいと思います。

以上、ご多用のところ恐れ入りますが、日程の変更等についてご了承よろしくお願ひいたします。

[長谷川会長]

ありがとうございました。

日程の変更と、目安のいつ伝えられるかのタイミングなどについて、今お話をございま

したけれども、今の説明につきまして、ご質問やご意見がございましたらお伺いしたいと思いますが、よろしいですか。

ないようでしたら、本日予定していた議事は終了いたしました。これらの議事以外に、各委員から何かございませんか。

[労働者側 遠藤委員]

ありがとうございます。

本日お配りいただいた資料ではなくて、事前にいただいていました要覧の内容について、1点、この場で確認すべき内容なのか分かりませんが、事務局に伺わせていただきます。

要覧の58ページに、新潟県の最低賃金と特定最低賃金の金額、それから適用労働者数の記載がありますが、電子部品・デバイスの部分、令和6年度の要覧の部分と今年の要覧を比較しますと、適用労働者数が4,000人ほど人数が減っております。若干増減という部分であれば理解ができるのですけれども、幅が大きいものですから、こういった部分の要因について、事務局で把握しているものがあれば、申し訳ありませんがお伺いできればと思います。よろしくお願ひします。

[長谷川会長]

事務局から回答をお願いします。

[事務局] 賃金室長

ご質問ありがとうございます。

人数ですが、去年から令和3年のセンサスに基づいて数字を出しているところです。去年が速報値に基づいて出てきておりまして、今回が確定値に変わったため、人数の動きがあったということで聞いております。

これぐらいの動く人数、4,000人というのは大変な人数かと思って、ちょっと手元には今日持ってきておりませんが、過去の状況を調べたら、そういうぐらいの動きをしている年はありますので、そういうデータを集約する中で、こういうことはあるのかなということで、自分なりに見てきたところではございますので、速報値が確定値に変わって、この数字が大きく動いたということで、回答とさせていただきたいと思います。

[労働者側 遠藤委員]

ありがとうございました。

[長谷川会長]

ほかに何かございませんか。

[使用者側 徳武委員]

1点確認させていただきたいのですけれど、先ほど事務局の説明の中、あるいは今遠藤委員の方から、最低賃金決定要覧が事前に配られているというようなご発言があったのですけれど、少なくとも私、あるいは隣の委員の方、今日初めて見ているのですけれども、これは事前に配られているものなのですか。

[事務局] 賃金室長

いえ、事前には配っておりません。

お伺いする機会があつた方については、その場でお渡ししておりますが、それ以外の方については、本日渡すということで、準備してきたところでございます。

[使用者側 徳武委員]

重要な資料ですので、だれかの手には早くわたっているけれど、だれかの手にはここへ来ないと見られないというようなことのないように、今後はお願ひしたいと思います。

[事務局] 賃金室長

失礼しました。今後気をつけたいと思います。

[長谷川会長]

ほかに何かご質問ございませんか。よろしゅうございますか。

なければ、本日の審議を終了いたします。進行を事務局にお返しします。

[事務局] 室長補佐

お疲れ様でした。ご多忙中のところ恐縮ですけれど、次回、第2回本審となりますけれども、7月30日水曜日午後1時半から2階の労働局会議室のほうで開催をする予定です。第2回目につきましては、改正に關しまして意見聴取などを行う予定としております。ご出席の方よろしくお願ひいたします。

それでは、以上をもちまして第1回新潟地方最低賃金審議会を閉会します。どうもあり

がとうございました。お疲れ様でした。